

主張【ハンセン病問題から学ぶこと】

ハンセン病の罹患者やその家族への人権侵害については、多くの方がご存じのことかと思います。ですから、ここで述べる必要ないでしょう。しかし、日本がつい最近^{※1}まで、強制隔離政策を採っており、他の国のハンセン病の患者さんへの対応や、医学的常識と乖離した政策を採って来たことは改めて述べておきたいと思います。

そして、行政の無謬性(間違っていない・誤りが無い)というものを、私達は疑っていくべきで、行政や政治の立場に身を置く者は、行政の無謬(理論や判断に間違いは無い)というのは法律や条例といった規則に沿って行っているという正しさであって、「そのやっていることが誤っていない」ということを常に保証するものではないと言うことを自覚して欲しいと思うのです。

民主主義社会では、法律や条例というルールが民主主義的手続に則って決められることを持って、そのルールの正しさを担保していると言います。しかし、これまで人類の歴史の中で、多数意見が間違っていたことは多く有り、その修正として、少数者の声(少数意見)に常に耳を傾け、多数派の意見を修正してより多くの賛同者を得ていくという過程を経てこそ、その制度や規則の正しさの根拠を求めるべきであると考えられています。多数決は、ものごとを決める手続の最後の手段なのです。多数の意見であるということは、それが「正しい」ことを完全に担保するものではないのです。既に存る制度・規則は、ある時点での多数意見でしかありません。多数意見であっても間違っていることもあるのだという意識(誤謬性)を常に持つことで、確からしさは増すのだと考えるべきなのです。

そのことを、政治・行政に携わる者は、ハンセン病問題で学んで欲しいと思っています。
ハンセン病患者さんにとられた隔離政策を中心に時代を追ってみましょう。

1850年から1920年にかけて、ノルウェーにハンセン病が流行	
1885年	世界で初めて衛生立法に基づく強制隔離政策が行われた。
1897年	ドイツで開かれた第1回国際らい会議でノルウェーの事例が発表され強制隔離政策が推奨された。 <small>注)日本の隔離政策「警察による取締り」ではなく、医師の判断に基づいた強制隔離であった。</small>

1907年　フィリピン(米国統治下)は、大風子油(当時の治療薬)による施設治療を行い、菌が陰性化した患者は社会復帰させるという開放制度に転換した(バロールシステム)。

1909年　ノルウェーで第2回国際らい学会が開催され、強制隔離政策による対策の重要性が再確認される。早期にハンセン病患者から子供を引き離すことが推奨された。

1923年　ストラスブルクで開かれた第　3　回国際らい学会にフィリピンの取り組みが発表されたが、退所後の再発率は非常に高いことなどが明らかになり、開放制度や大風子油治療の効果については否定された。一方で小児に伝染しやすいことから「産児は母から引き離すこと」「らい患者は伝染させる職業にはつくべきでない」などの公衆衛生的に必要な隔離のための方法が決議された。

1931年　国際連盟は「らい公衆衛生の原理」と題する著作を発刊し、ハンセン病の早期患者に対しては施設隔離を行わず、外来診療所で大風子油による治療を行うのが望ましいとされ、政策として初めて「治療対策」「脱施設隔離」が打ち出された。ただし、その一方で重症の伝染性の強い患者は施設に強制的に隔離する重要性も再確認された。

1938年　カイロで開催された第4回国際らい学会で、疫病地の大風子油による施設治療政策は認められた。

1941年　アメリカのファジェットにより新薬であるプロミンが使用され、治療方法が変わることでハンセン病は治る病気となった。その後は、隔離政策は徐々に衰退し外来診療が重視されていくことになる。

一方日本は、世界的な動向と逆行するかのように、

1931年　強制隔離政策(感染の拡大を防ぐため全患者を療養所に強制的に入所させる政策)が開始される。

1958年　米軍軍政下の沖縄では同年の「国際らい会議」に出席した軍医が「隔離不要」の情報を得て、沖縄独自の「らい予防法」をつくり、患者の退所、退院を認め、外来治療も認めた。(1961年から施行)

1961年　米国民政府時代の沖縄では「ハンセン氏病予防法」入所者の退所と在宅予防措置を認める。^{※2}

1972年　5月　沖縄本土復帰に伴う「沖縄振興開発特別措置法」で、入所者の退所及び厚生事業並びに在宅治療を認める。

1972年　5月　「らい予防法」の施行
上記、特別措置を例外とし、隔離政策を原則とする本土と同様の隔離政策が採られる。

1995年　4月　第68回日本らい学会総会で「らい予防法についての見解」発表。^{※3}
隔離強制へ向け恐怖心を煽ったのは取り返しのつかない重大な誤りであるとし、現行法はその立法根拠をまったく失っているから、医学的には当然廃止されなくてはならないと表明する。

1995年　5月　ハンセン病予防事業対策調査検討委員会が「(医学的・国際的に多くの問題を抱えている)予防法の抜本見直し」を求める中間報告書を厚生省に提出。厚生省はらい予防法廃止の方向で検討するとした。^{※3}

1995年　7月　「らい予防法見直し検討会」(厚生省保健医療局長の私的諮問機関　座長大谷藤郎)設置される。^{※3}

1995年　12月　「らい予防法見直し検討会」が最終報告^{※4}を発表
らい予防法を一刻も早く廃止し、優生保護法のらい条項を削除し、患者隔離主体のらい予防行政に終止符を打つべき、とする。^{※3}

1996年　4月　ハンセン病患者の強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止される。

1998年　7月　「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟　熊本地裁に提訴される。^{※5}

1998年　10月　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」公布。^{※6}
前文に「過去にハンセン病等感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在した…」と記された。^{※3}

2001年　5月　熊本地裁判決。原告勝訴。

2001年　5月　坂口厚労相(公明党)の控訴反對方針、神崎公明党代表の控訴断念表明の報道有り。^{※3}

2001年　5月　原告と小泉純一郎首相、面談。
面談した原告は、「総理はずっと泣きながら我々の話を聞いていた。控訴はない。これで控訴したら人間でない」と表明。同日、18時過ぎ政府は控訴を断念の発表。^{※3}

2001年　5月　ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話発表。

2001年　5月　熊本判決確定。

2001年　6月　「ハンセン病問題に関する決議」が衆院・参院本会議で採択される。

2016年　4月　ハンセン病を理由とする開廷場所を指定した特別法廷について、最高裁が謝罪。^{※7}

大谷藤郎先生による「らい予防法の歴史」(勁草書房、1996/6)

大谷藤郎先生の「らい予防法廃止の歴史」(勁草書房、1996/6)によると、1958年10月に東京で開かれた「第7回国際らい学会議」で、すでに世界各国が(メキシコを含めて)、「開放治療」を採用していたのに、「日本だけが隔離こそ唯一のハンセン病予防策として、日本の完全隔離主義を間違って誇っていた」とある。^{※8}

民主的手続きで制定された「法」や「条例」にも大きな誤りがあったのです。

^{※1} ハンセン病患者の強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止されたのは　1996年	^{※5} らい予防法　違憲国家賠償請求訴訟
^{※2} 沖縄ゆうな協会ホームページ	^{※6} 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
^{※3} 年表　日本のハンセン病史	^{※7} ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書
^{※4} らい予防法見直し検討会報告書	^{※8} 【修復腎移植　update】難波先生より

活動報告

政策実現いたしました(29年度当初予算・6月補正予算分)

①「貧困の連鎖を絶とう」「宇和島の子どもたちの学力向上を」と訴えておりますが、**無料学習塾サービスがスタート**しました。　公設無料塾運営事業　3,500万円

②企業誘致だけでなく、宇和島市の**既存の事業者の皆さんへの支援策の拡充**をお願いして参りましたが、新制度を獲得いたしました。詳しくは、宇和島市商工観光課・商工会議所。商工会にお尋ねください。　中小企業者等応援事業補助金等　2,500万円

③**観光客向けに、無線LAN(外国人旅行者の要望第一位)整備**を求めておりました。
観光集客施設無線LAN設置支援事業補助金　100万円

④きさいや広場等(正確には、株式会社うわしま産業振興公社)の利益は、市がお金を出して整備した施設であることが大きく影響しています。また、市や県が予算を組んで集客の役に立つイベントも数多く開催されていることも利益体質である理由の一つです。計画段階から周辺の商店・商業施設への影響が懸念されていたこともあります。適当な施設償却相当額や、家賃相当額を市が受け取る形ででも、利益金の一部を市に移し、地域の産業活性化に役立ててはどうかと提案してきました。28年度決算分から、2,600万の寄付を受けることができました。そして、**このお金を宇和島市産業振興資金条例(6月議会で議会承認)で管理をし、産業振興を図るための事業費に使える**お金を作りました。

産業振興基金積立金　2,600万円(6月補正予算)

議会報告

3月議会で質問しました。

【1】ハンセン病問題で何を学ぶか

(1)行政の正しさは何が担保するか　　※本号「主張」をご覧ください。

【2】次の市長に何を望む、あるいは、次の4年にどう臨むか。…施政方針を聞いて…

(1)市民の意見や要望は、どう聞かれ、どう活かされるか
(2)財政改革が完了したというが次は何を変えるか
(3)今後、行政の意識改革をどう進める
(4)積極的な予算を編成する方針で変わるものは
　　※給食費無料化と　IPU　短期大学公立化について尋ねてみました。市の広報と共に届けられる「議会便り」に掲載されています。ご覧ください。
(5)世界基準の田舎都市とは何か
(6)任期ごとに退職金は支払われるべきか

○詳細は、宇和島市議会のホームページにてどうぞ。○発言者の名前や発言内容(単語等)で検索できます。